

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当並びに通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員が、その職務のため、理事会、評議員会又は監事監査に出席したときは、報酬を支給する。

2 常勤役員に対する賞与は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

3 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

ただし、福岡市を退職し、本会に採用された者には支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤役員の賞与については、別表2に定める額
- (3) 常勤役員の退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 常勤役員の通勤手当については、別表第4に定める額
- (5) 非常勤役員の報酬については、別表5に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める

報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬額

・常務理事 月額 553,000円

別表2 常勤役員の賞与

6月の賞与 報酬月額×1.55か月分

12月の賞与 報酬月額×1.70か月分

別表3 常勤役員の退職手当の算定式

退職時の報酬月額×支給率×在職期間の月数

・死亡による退職の場合は、この算定式により算定された額の10/100に相当する額を加算

・公務による負傷又は疾病のための退職（死亡含む）の場合は、この算定式により算定された額の20/100に相当する額を加算

別表4 常勤役員の通勤手当

日額900円を上限

別表5 非常勤役員の報酬額

・会長 日額 4,200円

・副会長 日額 4,200円

・非常勤理事 日額 4,200円

・監事 日額 4,200円